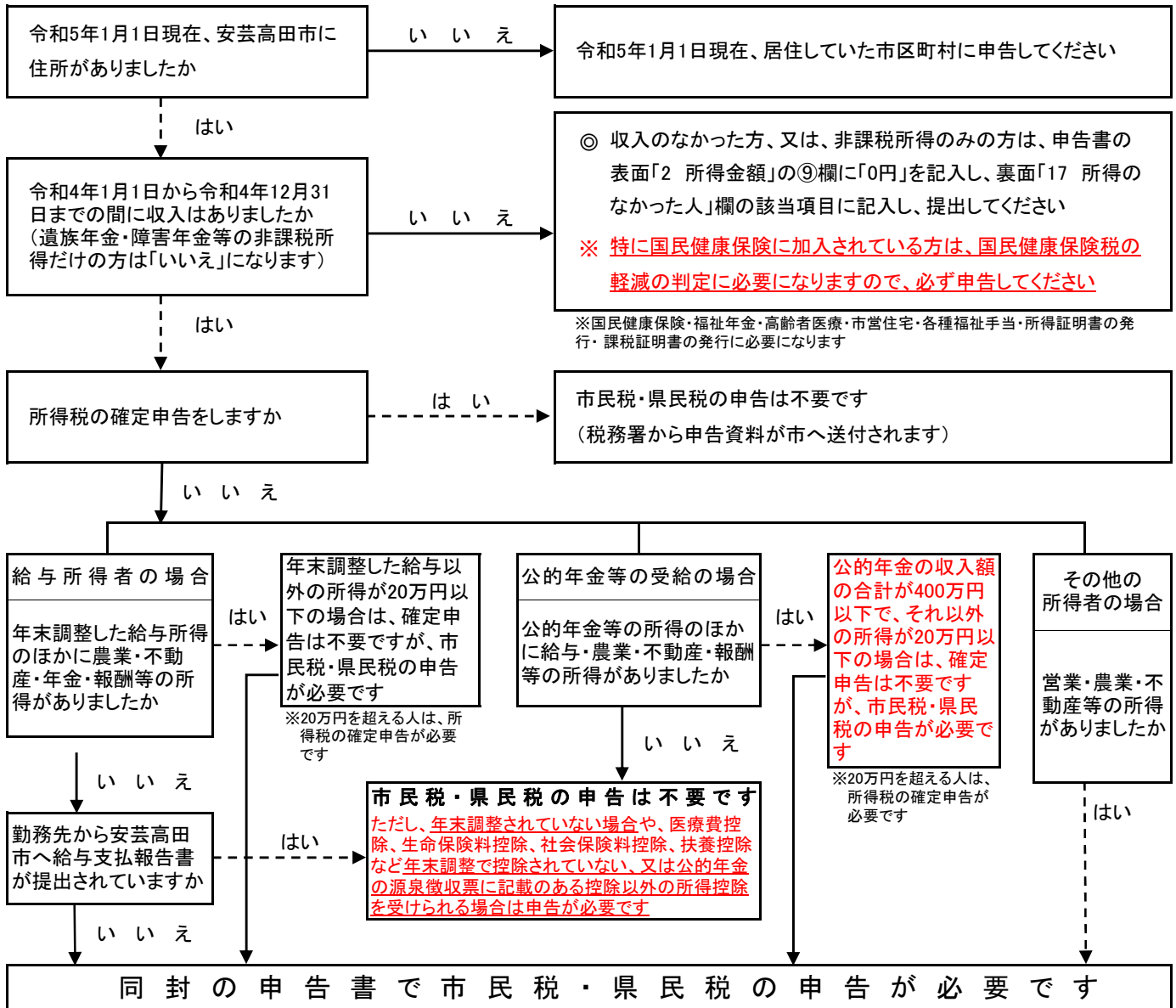


令和5年度(令和4年分所得)

市民税・県民税・国民健康保険税 申告のフローチャート

市税の申告につきましては、毎年、市民のみなさまにご協力いただきありがとうございます。今年も申告の時期となりました。市民税・県民税・国民健康保険税の申告書を送付いたしますので、このフローチャート及び別紙の「申告の手引き」をご参考いただき、申告の必要な方は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間の収入等を必ず申告してください。

安芸高田市長(市民部税務課)



1. なるべくご自身で申告書をお書きください。

・申告相談会を行います。長時間待ついただく可能性がありますので、別紙「申告の手引き」をご参考いただき、ご自身で記入のうえ、同封の返信用封筒で提出をお願いいたします。(申告相談会の日程については広報あきたかた及び安芸高田市ホームページでお知らせします。)

2. 申告書の提出について

・できるだけ安芸高田市市民部税務課へ郵送で提出いただきますようご協力をお願いします。

・記載等に不備があった場合は電話で内容を確認させていただきますので、必ず昼間につながる電話番号をご記入ください。

・ご自身の申告書の記入が難しい場合や不明な点があれば、令和5年2月16日以降に申告相談会場へお持ちください。

3. 郵送での申告書の提出の場合、所得・控除を証明する書類の写しを同封してください。

・源泉徴収票、生命保険料、損害保険料等の控除証明書、社会保険料、医療費控除の明細書等。(証明書等は写しの添付で問題ありません。また、郵送で提出される方で添付書類等の返送を希望される場合は、「返送希望」と記載し、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。)

申告書の受付期間 令和5年2月16日(木)～令和5年3月15日(水)

(土、日、祝日を除く 午前9時00分から午後5時00分まで)